

広島県告示第八十五号

令和四年広島県告示第九百十八号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家さん、家さん卵、家さんの死体、敷料、排せつ物、家さん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移出入禁止措置は、令和五年一月二十七日に解除した。

令和五年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移出入を禁止する区域

三原市大和町篠、三原市大和町蔵宗、三次市有原町、三次市三若町、三次市石原町、三次市海渡町、三次市上田町、三次市三和町敷名、三次市三和町上壺、三次市三和町有原、三次市三和町上板木、三次市三和町飯田、三次市三和町下板木、三次市三和町大力谷、三次市三和町羽出庭、三次市三和町福田、三次市吉舎町徳市、三次市吉舎町辻、三次市吉舎町檜、三次市吉舎町吉舎川之内、東広島市豊栄町吉原、東広島市豊栄町飯田、東広島市豊栄町清武、東広島市豊栄町安宿、安芸高田市甲田町高田原、世羅郡世羅町大字長田、世羅郡世羅町大字小国、世羅郡世羅町大字黒川、世羅郡世羅町大字吉原、世羅郡世羅町大字山中福田、世羅郡世羅町大字津口、世羅郡世羅町大字黒渕、世羅郡世羅町大字徳市